

第1号様式（第4条関係）

練馬区養育費の取決めに関する公正証書作成等促進支援給付金 申請書

練馬区長

つぎのとおり、練馬区養育費の取決めに関する公正証書作成等促進支援給付金について、必要書類を添えて申請します。

なお、支給決定に当たり必要な事項の確認のため、個人情報を見ることがあります。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
		電話番号	
住所	(〒 _____ ) 練馬区		
自身の 状況	ひとり親家庭 ・ 離婚協議中		
他自治体での 受給歴の有無	今回対象となる養育費の取決めに関する文書に対して、他の自治体で同様の給付金を受けたことがある ・ ない		

-----  
(以下のアンケートにご協力をお願いします)

1 練馬区の給付金を申請するのは何回目ですか。

今回が初めて  2回目以上 ( \_\_\_\_\_ 回目)

2 この給付金を何で知りましたか。(複数回答可)

区報  区ホームページ  ひとり親家庭支援ナビ  案内チラシ

ひとり親家庭のしおり  ひとり親家庭支援事業案内パンフレット  区ツイッター

その他 ( \_\_\_\_\_ )

※裏面も必ずお読みください。

(養育費の受け取りにあたっての注意事項)

- 1 児童扶養手当を受給している場合は、養育費の金額を現況届に記入し、申告する必要があります。正しく申告しない場合、不正受給となることがあります。現況届の案内が届きましたら（8月頃）、必ず申告してください。なお、本給付金に関する申告は不要です。また、児童手当、児童育成手当については、養育費の受け取りが手当の受給に影響することはありませんので、申告不要です。
- 2 生活保護を受給している場合は、養育費および本給付金の金額を申告する必要があります。正しく申告しない場合、不正受給となることがあります。担当のケースワーカーに必ず申告してください。